

「山口県立自然公園条例の一部改正」（概要）

1 趣旨

改正自然公園法（令和4年4月1日施行）と整合性を図るため、県立自然公園条例を改正する。

2 改正法の概要

地域の重要な観光資源である国立・国定公園の「保護と利用の好循環」を実現するため、次の事項について改正。

（1）利用促進に繋がる規制緩和

○地域主体の「利用拠点整備」と「自然体験活動」を促進するための仕組みを法定化・手続きの簡素化

- ・「利用拠点整備」や「自然体験活動」を促進する市町は、関係業者等と協議会の設置が可能
- ・協議会が策定した「利用拠点整備」等の計画が認定された場合、当該計画内事業の許認可が不要
- ・協議会は、国（又は県）が策定した公園計画の変更提案が可能

（2）豊かな自然環境の確保に向けた規制強化

- 環境大臣（又は知事）指定の未舗装歩道での車両（マウンテンバイク等）の使用規制
- 野生鳥獣への餌付けや接近に関する行為規制
- 罰則の引上げ及び対象拡大

（3）その他

- 公園事業の軽微な変更事項に関する審議会への意見聴取の省略
- 公園事業を承継できる者の範囲を拡大
- 公園管理団体として参画しやすい環境整備のための業務の見直し
- 国（又は県）による利用促進のための情報提供の努力義務 等

3 改正条例の概要

別紙参照

4 公布・施行期日

令和6年3月公布、令和6年6月施行

【別紙】山口県立自然公園条例の改正概要

第1章 総則

第1章 総則

現行			改正案		
条	見出し	備考	条	見出し	備考
1	目的		1	同左	改正なし
2	用語の意義		2	同左	改正なし
3	財産権の尊重及び他の公益との調整		3	同左	改正なし

第2章 指定、公園計画及び公園事業

第2章 指定、公園計画及び公園事業

4	指定		4	同左	改正なし
5	指定の解除及び区域の変更		5	同左	改正なし
6	公園計画の決定	県自然環境保全審議会の意見を聴いて決定	6	公園計画	公園計画の必須・任意記載事項を追加規定
7	公園計画の廃止及び変更	審議会の意見を聴いて決定	7	同左	引用条項の修正
新設			7の2	協議会による公園計画の変更の提案	利用拠点整備改善又は自然体験活動促進にかかる協議会による公園計画の変更提案可能
7の2	公園事業の決定	審議会の意見を聴いて決定	7の3	同左	・条ずれ ・軽微な事項に関する審議会への意見聴取省略を追加
新設			7の4	協議会による公園事業の決定等の提案	利用拠点整備改善にかかる協議会による公園事業の変更提案可能
8	公園事業の執行		8	同左	改正なし
8の2	改善命令		8の2	同左	改正なし
8の3	承継	法人の合併・分割、又は個人死亡による相続のみ	8の3	同左	第三者への承継を追加
8の4	公園事業の休廃止		8の4	同左	改正なし
8の5	認可の失効及び取消し等		8の5	同左	改正なし
8の6	原状回復命令等		8の6	同左	改正なし
新設			8の7	自然公園における協議会	利用拠点の質の向上のための協議会の組織方法等を規定
新設			8の8	利用拠点整備改善計画の認定	作成・認定に係る事項を規定
新設			8の9	認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更	知事の認定が必要

第2章 指定、公園計画及び公園事業

現行		
条	見出し	備考
新設		
新設		
8の7	報告徴収及び立入検査	公園事業者が対象
9	公園事業の執行に要する費用	
10	補助	
11	適用除外	

第2章 指定、公園計画及び公園事業

改正案		
条	見出し	備考
8の10	認定の取消し	認定した計画の取消し可能規定
8の11	公園事業に関する特例	認定利用拠点整備改善計画記載の事業は、その事業執行にかかる認可等をしたものとみなす
8の12	同左	・条ずれ ・利用拠点整備改善計画の認定を受けた者も対象に追加
9	同左	改正なし
10	同左	改正なし
11	同左	改正なし

第3章 保護及び利用

12	特別地域	特別地域の指定及び規制行為を規定
13	条件	
14	普通地域	届出を要する規制行為を規定
15	中止命令等	許可条件違反者等に対する行為中止命令等を規定
16	報告の徴収及び立入検査	行為許可を受けた者等に対する報告徴収や立入検査等を規定
17	集団施設地区	
18	利用のための規制	特別地域等における利用規制行為を規定

第3章 保護及び利用

12	同左	・規制行為に知事が指定する道路で車両を使用することを追加 ・利用拠点整備改善事業又は自然体験活動促進事業として行う行為は許可不要
13	同左	改正なし
14	同左	利用拠点整備改善事業又は自然体験活動促進事業として行う行為は届出不要
15	同左	身分証明書を関係者に提示する義務を追加
16	同左	身分証明書を関係者に提示する義務を追加
17	同左	改正なし
18	同左	・利用規制行為に野生動物への餌やり及び接近を追加 ・身分証明書を関係者に提示する義務を追加

第4章 生態系維持回復事業

18の2	生態系維持回復事業計画	
18の3	事業の実施	
18の4	認定の取消し	
18の5	報告徴収	
18の6	適用除外	

第4章 生態系維持回復事業

18の2	同左	改正なし
18の3	同左	改正なし
18の4	同左	改正なし
18の5	同左	改正なし
18の6	同左	改正なし

(新設)

第5章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

現行			改正案		
条	見出し	備考	条	見出し	備考
新設			18の7	協議会	質の高い自然体験活動促進のための協議会の組織方法等を規定
新設			18の8	自然体験活動促進計画の認定	作成・認定に係る事項を規定
新設			18の9	認定を受けた自然体験活動促進計画の変更	知事の認定が必要
新設			18の10	認定の取消し	認定した計画の取消し可能規定
新設			18の11	報告徴収及び立入検査	対象は、自然体験活動促進計画の認定を受けた者

第5章 風景地保護協定

第6章 風景地保護協定

19	風景地保護協定の締結等	知事等は、土地所有者等との合意の上、風景地保護協定を締結可能	19	同左	引用条項の修正
20	協定の縦覧等		20	同左	改正なし
21	協定の認可		21	同左	改正なし
22	協定の公告等		22	同左	改正なし
23	協定の変更		23	同左	改正なし
24	協定の効力		24	同左	改正なし

第6章 公園管理団体

第7章 公園管理団体

25	指定	公園管理団体に係る指定基準	25	同左	引用条項の修正
26	業務	公園管理団体が実施すべき業務を規定	26	同左	公園管理団体が行う業務を必須業務と必須でない業務に区分整理
27	連携	公園管理団体は、県及び市町と連携して業務を実施	27	同左	引用条項の修正
28	改善命令		28	同左	改正なし
29	指定の取消し等		29	同左	改正なし
30	情報の提供等		30	同左	改正なし

第7章 雑則

第8章 雑則

現行			改正案		
条	見出し	備考	条	見出し	備考
31	実地調査	自然公園の指定等の実地調査を規定	31	同左	身分証明書を関係者に提示する義務を追加
32	損失の補償		32	同左	改正なし
新設			32の2	利用の増進のための情報の提供等	利用増進に資するための情報提供や普及宣伝を行う県の努力義務
33	知事への委任		33	同左	改正なし

第8章 罰則

第9章 罰則

34	罰則	原状回復命令等の違反者に対する1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定	34	同左	罰則対象者に、特別地域における無許可行為者を追加
35	罰則	知事の許可を得ずに特別地域における行為をした者等に対する6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定	35	同左	罰則対象者から、特別地域における無許可行為者を削除
36	罰則		36	同左	改正なし
37	罰則	立入検査拒否等をした公園事業者等に対する30万円以下の罰金を規定	37	同左	報告徴収又は立入検査の対象者の追加による罰則適用範囲の拡大
38	罰則	法人の代表者等が違反行為をしたとき、行為者及び法人等に対し罰金刑を科す	38	同左	語句修正